


年末調整やりなおしの手順書 ＜「所得調整控除申告書の提出」欄が誤っていた場合＞

給与奉行シリーズ

「所得調整控除申告書の提出」欄を修正する

- ① [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューを開きます。
- ② [年末調整処理 - 条件設定]画面で、処理年を選び、処理方法は「入力・計算を同時に行う<即時計算>」を選択して、[OK]ボタンをクリックします。

- ③ [所得控除等]ページで「所得調整控除申告書の提出」欄を正しく修正します。
※ ②で過去年を選択した場合には、 を押してから修正します

【補足】

所得金額調整控除の対象ではないが、従業員が所得金額調整控除申告書に記載をして提出してきた場合は、「所得調整控除申告書の提出」が「1:あり」で、所得金額調整控除額が0円の状態で問題ありません。

次ページ以降で、実際に控除額が変わる場合の例を交えてご説明します。

例：誤って「所得調整控除申告書の提出」を「1：あり」にしていたが、社員からは申告書の提出がなく、「0：なし」が正しい場合

【所得金額調整控除情報】		
所得調整控除申告書の提出	1	あり
所得金額調整控除額		150,000



1. 「所得調整控除申告書の提出」を「0：なし」に修正して控除額が0円になったことを確認します。

【所得金額調整控除情報】		
所得調整控除申告書の提出	0	なし
所得金額調整控除額		0

2. [家族・所得税]ページを開き、本人の障害者区分が誤っていないか、社員の家族の生年月日や障害者区分が誤っていないかを確認します。

所得控除等	税額控除	中途入社	家族・所得税
【家族情報】			
No	フリガナ	性別	生年月日
	氏名	続柄	同居区分
			扶養区分
			障害者区分
配偶	ヨウ	1 女性	1968年 5月 3日
	洋子	01 妻	1 同居
			0 控除対象外
			0 対象外
1	ヒロシ	0 男性	1997年 6月 30日
	洋朗	01 子	1 同居
			1 一般扶養
			0 対象外
2	シウ	0 男性	2000年 1月 11日
	伸介	01 子	1 同居
			2 特定扶養
			0 対象外
			0 対象外
【所得税情報】			
	寡婦/ひとり親区分	0	対象外
	障害者区分	0	対象外
	勤労学生区分	0	対象外
	未成年者区分	0	対象外
	災害者区分	0	対象外
	外国人区分	0	対象外
	居住者区分	0	居住者
	士業区分	0	対象外

年末調整処理を再登録する手順


ここを
チェック!



現在の処理状況によって、操作手順が異なります。
以下のタイミングから該当するページの手順をご確認ください。

年末調整をやりなおすタイミング	該当ページ
過不足税額を精算前（還付・追徴前）	3 ページ
過不足税額を精算後（還付・追徴後）	4～5 ページ

■ 過不足税額を精算前（還付・追徴前）に、年末調整をやりなおす方法

- ① 1 ページの手順で、金額データを修正します。
- ② ①で修正した内容をもとに差引過不足額が自動計算されて、リアルタイムで反映します。
- ③  を押して、年末調整データを登録します。

参考

修正前の過不足額を確認できます

年末調整データを修正すると、「<<差引過不足額>>」欄の下に「前回過不足額（参考）」欄が表示されて、修正前の過不足額を確認できます。

<修正前>

計算結果	転記元説明		
賞 与 等		783,750	41,073
中途調整収入		0	0
計		6,022,278	96,843
<給与所得控除後>		4,376,000	
所得金額調整控除額		0	
<調整控除後>		4,376,000	
社会保 給与控除分		927,247	
険料等 申告控除分		0	
控除額 小規模共済掛金		0	
生命保険料控除額		0	
地震保険料控除額		0	
配偶者（特別）控除額		380,000	
扶養障害者等控除額		1,010,000	
基礎控除額		480,000	
<所得控除合計額>		2,797,247	
<課税給与所得>		1,578,000	
<<算出所得税額>>		78,900	
住宅借入金等控除額		0	
<年調所得税額>		78,900	
<年調年税額>		80,500	
<<差引過不足額>>		-16,343	

<修正後>

計算結果	転記元説明		
中途調整収入		650,000	50,000
計		6,672,278	146,843
<給与所得控除後>		4,905,050	
所得金額調整控除額		0	
<調整控除後>		4,905,050	
社会保 給与控除分		927,247	
険料等 申告控除分		0	
控除額 小規模共済掛金		0	
生命保険料控除額		0	
地震保険料控除額		0	
配偶者（特別）控除額		380,000	
扶養障害者等控除額		1,010,000	
基礎控除額		480,000	
<所得控除合計額>		2,797,247	
<課税給与所得>		2,107,000	
<<算出所得税額>>		113,200	
住宅借入金等控除額		0	
<年調所得税額>		113,200	
<年調年税額>		115,500	
<<差引過不足額>>		-31,343	
前回過不足額（参考）		-16,343	

修正した年末調整データを登録する前に、修正前・修正後の過不足額を確認できるため、便利です。

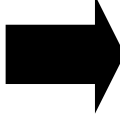
■ 過不足税額を精算後（還付・追徴後）に、年末調整をやりなおす方法

年末調整方法（給与年調・賞与年調・単独年調）によって、操作方法が異なります。

● 年末調整方法が「給与年調」・「賞与年調」の場合

- ① 1 ページの手順で、年末調整データを修正します。
- ② [所得控除等] ページの年末調整方法を「単独年調」に変更します。

【税額計算情報】		
課税区分	1	甲欄
年末調整区分	1	年調する
年末調整方法	0	給与年調
単独還付方法	0	現金



【税額計算情報】		
課税区分	1	甲欄
年末調整区分	1	年調する
年末調整方法	2	単独年調
単独還付方法	0	現金

- ③ [年末調整処理 - 過不足税額の計算方法] 画面が表示されますので、「前回の年末調整結果との差額から過不足税額を計算する」を選択して、[OK] ボタンをクリックします。

年末調整処理 - 過不足税額の計算方法

給与年調から単独年調へ年末調整方法が変更されました。
年末調整をやりなおす場合は、過不足税額をどのように計算するかを選択してください。

過不足税額の計算方法

前回の年末調整結果を無効にして過不足税額を計算する
 前回の年末調整結果との差額から過不足税額を計算する

まだ年末調整の追徴還付を行っていない場合は、「前回の年末調整結果を無効にして過不足税額を計算する」を選択します。
 すでに前回の年末調整結果で年末調整の追徴還付を行っている場合は、「前回の年末調整結果との差額から過不足税額を計算する」を選択します。
 詳細⇒[操作説明] ボタン

- ④ 年末調整データを修正すると、「今回過不足額（参考）」の欄に差額が表示されます。

<還付の例>

<年調年税額>	72,800
<< 差引過不足額 >>	-74,043
前回過不足額（参考）	-45,843
今回過不足額（参考）	-28,100


社員に 28,100 円還付します。

<追徴の例>

<年調年税額>	71,300
<< 差引過不足額 >>	-25,543
前回過不足額（参考）	-74,043
今回過不足額（参考）	2,557

社員から 2,557 円を追徴します。

※「今回過不足額（参考）」の欄は、[年末調整処理]メニューを登録すると再度[年末調整処理]メニューを表示したときには、表示されません。
金額を再度確認したい場合には、[年末調整] - [還付金処理]メニューで差額を確認してください。

- ⑤  を押して、年末調整データを登録します。
- ⑥ [年末調整]-[還付金処理]メニューで差額を確認して、翌年1月の給与（賞与）処理等で差額を精算します。
※翌年1月の給与（賞与）で過不足額の調整をする場合の操作方法については、5 ページのよくあるお問い合わせ（FAQ）をご参照ください。

● 年末調整方法が「単独年調」の場合

- ① 1 ページの手順で、年末調整データを修正します。
- ② 年末調整データを修正すると、「≪差引過不足額≫」欄の下に「前回過不足額（参考）」欄が表示されます。
「≪差引過不足額≫」（修正後）と「前回過不足額（参考）」（修正前）の差額をもとめて、社員に還付・追徴する金額を確認します。

＜還付の例＞

< 年調所得税額 >	61,900
< 年 調 年 税 額 >	69,100
≪ 差引過不足額 ≫	-33,743
前回過不足額（参考）	-25,543




差額を確認します。
 $A - B = -8,200$ 円
 ※社員に 8,200 円を還付します。

＜追徴の例＞

< 年調所得税額 >	69,100
< 年 調 年 税 額 >	84,800
≪ 差引過不足額 ≫	-12,043
前回過不足額（参考）	-25,543



差額を確認します。
 $A - B = 13,500$ 円
 ※社員から 13,500 円を追徴します。

- ③  を押して、年末調整データを登録します。
- ④ 翌年 1 月の給与（賞与）処理等で差額を精算します。
 ※翌年 1 月の給与（賞与）で過不足額の調整をする場合の操作方法については、以下のよくあるお問い合わせ（FAQ）をご参照ください。

参考

翌年 1 月の給与（賞与）で過不足額の精算をする場合

翌年 1 月の給与（賞与）で過不足額の精算をする場合には、以下のよくあるお問い合わせ（FAQ）をご参照ください。

翌年 1 月の給与（または賞与）処理で、過不足額を精算する場合の操作方法について

よくあるお問い合わせ（FAQ）

<https://www.obc.co.jp/support/faq>

※[キーワードから検索]ページで、文書番号で検索します。

給与奉行 V ERP11/V ERP10 10122

給与奉行 i11/i10 シリーズ 20175